

熊本市 介護保険住宅改修に関する質問と回答

令和3年(2021年)9月21日

1 支給申請手続きについて(P1)

2 工事について(P5)

3 居住系サービスの施設における住宅改修について(P17)

4 資格等(死亡・転入転出・法施行・入退所(院))(P18)

5 その他(P21)

Ⅰ 支給申請手続きについて

(1) 窓口について

【問Ⅰ-Ⅰ】住宅改修の申請窓口について

住宅改修の申請手続きは、どこでできますか。

【解Ⅰ-Ⅰ】

現在、受付を行っている窓口は、次の通りです。

中央区役所 福祉課 高齢福祉班 (☎096-328-2311)

東区役所 福祉課 高齢福祉班 (☎096-367-9127)

西区役所 福祉課 高齢福祉班 (☎096-329-5403)

南区役所 福祉課 高齢福祉班 (☎096-357-4129)

北区役所 福祉課 高齢福祉班 (☎096-272-1118)

【問Ⅰ-2】他の区の窓口での受付について

利用者の居住区以外の区役所で、住宅改修の手続きを行うことができますか。

【解Ⅰ-2】

どの区役所でも申請することはできますが、支給の可否は居住区の区役所福祉課で行いますので、可能な限り居住区の区役所福祉課に申請を行ってください。

【問Ⅰ-3】住宅改修の相談について

住宅改修について相談したい場合、どこに相談すればいいですか。

【解Ⅰ-3】

前述のとおり、支給の可否は居住区の区役所福祉課で行いますので、居住区の区役所福祉課に相談してください。

【問Ⅰ-4】住宅改修の審査について

住宅改修の審査はどこで行いますか。

【解Ⅰ-4】

前述のとおり、支給の可否は居住区の区役所福祉課で行います。

(2) 書類について

【問Ⅰ-5】理由書の作成者について

住宅改修の理由書は、誰が作成するものですか。

【解Ⅰ-5】

担当のケアマネジャーか地域包括支援センターの職員が作成してください。

なお、その際の理由書の作成費については、居宅介護支援事業の一環であり、別途費用徴収できないこととされています。

【問1-6】理由書の作成者について

住宅改修のみを行う被保険者でケアマネジャーがいない場合は、誰が理由書を作成するのですか。

【解1-6】

次の4つの資格を有する者で事前に本市に理由書作成者として登録をしている人、及び地域包括支援センターの職員です。

- ① 介護支援専門員
- ② 理学療法士
- ③ 作業療法士
- ④ 福祉住環境コーディネーター（ただし、二級以上に限る）

ただし、上記資格所有者であっても、理由書作成日において、居宅介護（介護予防）支援を受けているものの理由書を作成することはできません。

（この場合には、担当のケアマネジャーか地域包括支援センターの職員が作成してください。）

なお、この場合、作成者に対し、理由書作成費として1件につき2,000円を本市から支給します。

詳しくは、「熊本市住宅改修申請支援費支給要綱」をご参照ください。

【問1-7】理由書の作成者について

本来理由書を書けない者が理由書を作成した場合は、どうなりますか。

【解1-7】

申請内容に不備があるものとして、適正な理由書の提出を求めます。

なお、審査に必要な書類（適正な理由書）が提出されるまで審査ができないため、審査を保留することになります。

申請自体を却下する場合がありますので、判断に困った際は、必ず居住区の福祉課に相談、確認してください。

【問1-8】理由書について

理由書の代わりに、ケアプランを提出してもよいのですか。

【解1-8】

ケアプランのみでは改修が必要となった理由を確認できないため、理由書と同様に扱うことはできません。

あらかじめ、理由書の補足資料として提出いただければ、審査の際に参考とさせていただきます。

なお、理由書に記載された内容では審査ができない場合に、こちらからケアプランの提出を依頼することもありますので、その際はご理解とご協力をお願いします。

【問1-9】写真について

申請に添付する必要がある改修前後の写真について、どのような写真を撮影すればよいのですか。

【解1-9】

工事箇所全体がわかるように撮影してください。なお、工事前、工事後の写真については、それぞれ以下の点にも注意してください。

なお、必要に応じて、スケールなど大きさを比較できるものを添えた写真の提出を求める場合があります。

・工事前の写真について

工事の必要性がわかる写真をお願いします。

- 例) 段差があり、手すりを設置する場合には、手すりを設置する壁と段差が確認できるもの
- ・工事後の写真について
使用部材が、すべて確認できるもの。
 - ・コンクリート工事については、埋め戻し前の写真をお願いします。

【問1-10】写真の日付について

申請に添付する必要がある改修前後の写真を撮影するカメラに日付機能がない場合はどうすればよいのですか。

【解1-10】

黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱いをして、必ず日付を写し込んでください。日付がない場合には、再提出を求めます。

【問1-11】写真の現像料について

住宅改修費の請求の際に、住宅改修の改修前・改修後の写真を添付することとなっていますが、その写真の現像料等についても支給の対象になりますか。

【解1-11】

支給対象になりません。

【問1-12】家族名義の賃貸アパートの住宅改修承諾書について

家族名義の賃貸アパートを住宅改修する場合、住宅改修承諾書はどの様式で誰に書いてもらえば良いのですか。

【解1-12】

家屋所有者が賃貸用の住宅改修承諾書に記載したものを提出してください。

【問1-13】亡き夫所有の家屋を改修する場合の住宅改修承諾書について

亡き夫所有の家屋で住宅改修承諾書を書けない場合には、どのようにすればよいのですか。

【解1-13】

住宅改修承諾書は不要ですが相続人が本人の場合「固定資産税納税通知書」もしくは「固定資産税納税証明書」のコピーが必要です。

相続人が本人ではない場合は、各区役所税務課に「相続人代表者指定届出書」の提出をしていただき、相続人の代表者を決めていただく必要があります。

また、相続人が定まっていない場合は、法定相続人全員の承諾書が必要です。

【問1-14】住宅改修の計画を変更する場合について

事前申請後、完了報告までの間に、変更、追加の工事が発生した場合には、どうしたらいいですか。

【解1-14】

何らかの事情で住宅改修の計画を変更せざるを得ない場合には、提出した理由書にその理由を加筆し、新たな見積り・図面と併せて工事前に提出をしてください。

追加が発生した場合は、基本的に別の件として取り扱いますので、新たに申請をお願いします。

【問1-15】領収証の宛名について

領収証の宛名は被保険者でなくても良いですか。

【解1-15】

必ず被保険者の名前で領収証の作成をしてください。

【問1-16】領収証について

領収証は、写してもよいのですか。

【解1-16】

領収証は原本を提出してください。写しを取り、提出時にお返しします。

【問1-17】請求書の金額の訂正について

請求書の金額に間違いがあった場合はどうすれば良いですか。

【解1-17】

申請者（被保険者本人）の訂正印を押してください。

ただし、委任状がある場合は、委任状に押印してある受任者の印を押して訂正してください。（請求額の欄の間違いは無効になります。）

【問1-18】収入印紙について

領収証の金額によって収入印紙が必要ですか？

【解1-18】

5万円以上、100万円以下の領収証に対しては200円の収入印紙が必要です。

【問1-19】消滅しやすい筆記具による記入について

鉛筆・消すことのできるボールペンその他の消滅しやすい筆記具で記入したものでも申請できますか。

【解1-19】

修正や改ざんが容易に可能であり、不正があったものと区別ができないため、鉛筆・消すことのできるボールペンその他の消滅しやすい筆記具で記入されているものでは申請できません。

2 工事について

(1) 工事全般について

【問2-1】遵守すべき事項について

住宅改修の計画するにあたって、どのような制限がありますか。

【解2-1】

住宅改修を行うにあたって、次に掲げる事項は遵守してください。

(違反していると判断した場合には、計画の再検討を求めます。)

① 関係法規

介護保険法などの住宅改修の規定ほか、建築基準法などの建築関係の法規を必ず守ってください。

② 部材メーカーの取り付け指定寸法

部材の使用にあたっては、メーカーの取り付け指定寸法を必ず守ってください。また、取り付け指定寸法に記載していないような取り付けを計画される場合には、部材のメーカーに、強度面で安全であることを確認したうえで、図面・見積りの提出をお願いします。

③ 本人の身体的な理由で必要な工事であること(介護保険法施行規則第93条)

単に補強や外観を整える工事、家族の要望による工事であれば、住宅改修対象項目に該当した場合であっても、支給の対象になりません。

【問2-2】柱・壁の撤去を伴う工事について

住宅改修工事において、柱や壁の移動・撤去をしてもいいですか。

【解2-2】

柱の移動・撤去は、安全性に問題があるため、認めることはできません。

壁の撤去については、住宅改修の対象工事に該当すれば可能ですが、その場合であっても壁に筋交いが入っている場合には、柱と同様安全性の観点から認めることはできません。

【問2-3】退去時の原状回復のための工事について

賃貸住宅の場合、退去時の原状回復のための費用は住宅改修の対象になりますか。

【解2-3】

支給の対象になりません。

【問2-4】諸経費について

諸経費(現場管理費)は、保険給付の対象になりますか。

【解2-4】

住宅改修にいたるまでの手間を評価し、支給対象とします。

なお、その額については、工事総額の10%を基準とします。

ただし、工事総額が5万円を下回る場合には、例外的に5,000円までは算定可能とします。

【問2-5】工賃について

施行費については、何か制限がありますか。また、技術料は対象になりますか。

【解2-5】

工賃については、国土交通省が発表している労務単価を参考に、1人工あたり16,500円までとし、これに実際に必要な人工（半日単位）をかけた金額を施行費の上限とします。このような判断をするため、できる限り人件費にかかる部分とそれ以外の費用については、見積もりを分けてください。

なお、技術料については、特に技術を要する工事内容に限り18,000円まで認めています。

(2) 手すりの取付けについて

【問2-6】手すりの取替え工事について

設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを設置する場合は給付の対象になりますか。

【解2-6】

老朽化したとの理由であれば認められません。

【問2-7】ねじを使用しない手すりの取付けについて

住宅改修における手すりの取付けには、ねじで止めることが必要とありますが、特許を取得した固定剤（エポキン剤）による取付けは支給の対象になりますか。

【解2-7】

支給の対象になります。その際は、メーカーの保証書を添付してください。

【問2-8】段差解消・手すりについて

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象になりますか。

【解2-8】

支給の対象になります。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

【問2-9】手すりの位置の移動について

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は、支給の対象になりますか。

【解2-9】

工賃のみ支給の対象になります。

【問2-10】手すりの変更について

要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、支給の対象になりますか。また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても支給の対象になりますか。

【解2-10】

新しい手すりの設置費用については、要介護者の心身状況の変化に起因するものであれば、住宅改修

の対象になります。ただし、心身状況の変化を理由書に詳しく記載してください。

なお、撤去費用は支給の対象になりません。

【問2-11】跳ね上げ式の手すりについて

階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方がはねあげ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、支給の対象になりますか。

【解2-11】

動作または取り付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も支給の対象になります。

【問2-12】手すりの形状について

手すりには、円柱形などの握手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、支給の対象になりますか。

【解2-12】

支給の対象になります。

高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

【問2-13】手すり設置に伴う付帯工事について

手すりの取付けの下地補強の際、張り替えの必要になったクロスは費用は支給の対象になりますか。

【解2-13】

下地補強した部分のみのクロスに係る費用は支給の対象になりえますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであれば、クロスは費用は支給の対象になりません。

【問2-14】組み合わせ可能なオーダー手すりについて

個別購入で組み合わせ可能なものをオーダーすることは可能ですか。

【解2-14】

明確な理由が無ければ支給の対象になりません。

個別購入し、組み合わせ可能なものをオーダーすると割高になるため、オーダーする理由とメーカーへの発注書が必要になります。

(3) 床段差の解消について

【問2-15】玄関以外のスロープについて

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は支給の対象になりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は支給の対象になりますか。

【解2-15】

玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として支給の対象になります。

【問2-16】玄関の段差解消に伴う床の解体費について

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として支給の対象になりますか。

【解2-16】

このような場合、スロープの設置工事に付帯するものとして支給の対象になります。

【問2-17】住宅改修における「玄関まわり」の範囲について

玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃出し窓、縁側と地面との段差解消について、支給の対象になりますか。

【解2-17】

床段差の改修として支給の対象になります。

【問2-18】上がり框（かまち）の段差緩和工事について

上がり框の段差の緩和のため、上がり框の段差を2段にしたり、式台を設置したりする工事は支給対象となるのですか。

【解2-18】

上がり框を2段にする工事は床段差の解消として支給の対象になります。

式台については、固定したものは床段差の解消として支給の対象になりますが、持ち運びが可能なものは支給の対象になりません。

【問2-19】段差の解消について

玄関から道路までの動線上の段差を緩やかにする工事は、住宅改修の支給対象になりますか。

【解2-19】

玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給の対象になります。

【問2-20】段差の範囲について

高齢者が自立して入浴又は介助されて入浴できるよう、浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも、支給の対象になりますか。

【解2-20】

浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様、「段差」に含まれるものとして考えられるため支給の対象になります。

【問2-21】ユニットバスについて

ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消を行う場合、支給の対象になりますか。

【解2-21】

心身の状況により、次の3つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合、その目的を果たす部分について按分などにより価格が算出できる場合に、その該当する部分に限り、支給の対象になります。

- ① 脱衣所と浴室の段差解消を目的とする場合

- ② 室床を滑りにくい床材への変更を目的とする場合
- ③ 浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合

【問2-22】浴室の段差解消工事について

床段差を解消するため、すのこを製作し、浴室に設置する場合は支給の対象になりますか。

【解2-22】

浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室すのこ（浴室に置いて浴室の床の段の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給の対象になります。

【問2-23】浴室の段差解消工事について

脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の工事は、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として支給の対象になりますか。

- ・水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった場合の水栓の蛇口の位置の変更。
- ・浴室床が上がったために、相対的に浴槽の床と高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事や技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修または取り替えの工事。

【解2-23】

いずれの場合も支給の対象になります

【問2-24】段差解消機等の設置について

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は支給の対象となるのですか。また、動力により床段差を解消する機器は除かれるとありますが、動力によらず、手動の場合は、支給の対象になりますか。

【解2-24】

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は支給の対象になりません。

手動であっても、これらの設置工事は支給の対象になりません。

【問2-25】スロープにかえて使用する昇降機について

宅地の関係で（他の建物があるため）スロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は支給の対象になりますか。

【解2-25】

支給の対象にはなりません。

移動用リフトとしての段差解消機及び車椅子用電動昇降機は福祉用具貸与の対象になります。

【問2-26】ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置について

ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置については、支給の対象になりますか。

【解2-26】

支給の対象にはなりません。

【問2-27】昇降機設置のための犬走り撤去について

掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討していますが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要になります。撤去に要する費用は支給の対象になりますか。

【解2-27】

昇降機の設置は、支給の対象とならないため、それに付帯する工事も支給の対象になりません。

【問2-28】ウッドデッキについて

洗濯物を干す動作において、庭に下りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを作成する工事は、支給の対象になりますか。

【解2-28】

ベランダの増設に該当すると判断し、支給の対象になりません。物干し竿の高さの調節や訪問介護の利用などで対応してください。

【問2-29】木製のスロープについて

屋外のスロープを木材で作成する場合、支給の対象になりますか。

【解2-29】

介護が長期間続くことを考慮し、強度と安全性の観点から、原則として支給の対象とできません。

ただし、費用の面などから木材でないことができない場合については、次の条件を満たした場合には、例外的に支給の対象になります。

- ① 他の材料で作成した場合よりも、安価に行えること。
(両方の見積りを作成してください)
- ② 雨曝しになった場合に、数年ごとに防腐の処理を行う必要があるなど、その維持に手間と費用がかかることや長期間使用した場合劣化し強度面の問題が出てくることを利用者に説明し、書面での同意を得ること。(様式は問いません。)

【問2-30】スロープの勾配について

屋外のスロープの勾配について、何か制限がありますか。

【解2-30】

原則として、1/12よりも緩やかにしてください。

ただし、外出の際、常に十分な介護を得られる場合には1/8まで支給の対象になります。この場合には理由書に介護環境を詳しく記載してください。

【問2-31】スロープの幅について

屋外のスロープの幅について、何か制限がありますか。

【解2-31】

原則として、1m以内とします。

ただし、身体的な理由などから、それ以上の幅のスロープが必要な場合には、1m以上のスロープを作成することも可能です。この場合には理由書に介護環境を詳しく記載してください。

理由なく1m幅を超える場合には、その費用について面積比で按分してください。

【問2-32】スロープの幅について

屋外のスロープの幅について、1m幅では、車いすが転落してしまう恐れがある場合、1m幅以上のスロープを作成した場合、支給の対象になりますか。

【解2-23】

幅を広げたとしても、転落する恐れは解決できないため、支給の対象になりません。

この場合、輪止めを作成するなどして対応してください。

(この場合の輪止めの作成費については、段差解消の工事の付帯工事として支給の対象になります。)

(4)滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更について

【問2-33】通路面の材料の変更について

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給の対象になりますか。

【解2-32】

コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。

ただし、タイル・レンガについては、滑りくいということがカタログで確認ができ、路面を平滑にできるものに限ります。

また、これらの工事に伴う、路盤の整備は付帯工事として支給の対象になります。

【問2-34】通路面の材料の変更について

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、支給の対象になりますか。

【解2-34】

いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象になります。

【問2-35】廊下の床の取替えについて

廊下の床の取替えについては、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっていますが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取替えることについても、「移動の円滑化」として支給の対象になりますか。

【解2-35】

老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば支給の対象になりません。

【問2-36】床材の表面加工について

滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、の支給対象になりますか。また、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたり、カーペットを張ったりする場合は支給の対象になりますか。

【解2-36】

いずれも床材の変更として支給の対象になります。

ただし、カーペットを置くだけであれば、支給の対象になりません。

なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いと躓き、転落したりする危険性もありますので、工事に当たっては十分に注意してください。

【問2-37】浴室内の床材の変更について

滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も支給の対象になりますか。もしくは、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象になりますか。

【解2-37】

マットを浴室内に置くだけであれば、支給の対象になりません。

また、福祉用具の購入の支給の対象になりません。

※ 平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

（3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室において床材の滑りにくいものへの変更」

【問2-38】設置工事の必要のない滑り止めのための床材について

工事や取付け作業を要さず（床への張付けや釘止めも不要）、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから支給の対象になりますか。もしくは、特定福祉用具としても支給の対象になりますか。

【解2-38】

床に置くだけであれば支給の対象になりません。

また、福祉用具の購入の支給の対象になりません。

【問2-39】畳敷から畳敷への変更や板製床材等から畳敷への変更について

居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

【解2-39】

居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められます。

(5)引き戸等への扉の取替えについて

【問2-40】扉の取替えについて

門扉の取替えは、支給の対象になりますか。

【解2-40】

住宅改修の扉の取替えは、扉を取り替えることにより移動の円滑化をはかることを目的としていると考えられることから、外出の際の動線上にあって、身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給の対象になります。

【問2-41】雨戸の取替えについて

雨戸を取り替える工事については支給の対象になりますか。

【解2-41】

門扉と同様、利用者の生活の動線上にあって身体的な改善のための理由であれば引き戸等への

扉の取替えとして支給の対象になります。

例えば、被保険者の庭等への出入りがなく、単に雨戸を開け閉めするだけということであれば、支給の対象になりませんが、庭へ出入りするために、雨戸を開け閉めする必要があるのであれば、支給の対象になります。

【問2-42】扉の工事について

扉そのものを取替えない場合であっても、右開きの戸を左開きに変更する工事は支給の対象になりますか。

【解2-42】

扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして支給の対象になります。

具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

【問2-43】引き戸の取替え工事について

既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は支給の対象になりますか。

【解2-43】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給の対象になります。

ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取替えるという理由であれば、支給の対象になりません。

【問2-44】カーテンへの変更について

扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、支給の対象になりますか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付けも工事についても、支給の対象になりますか。

【解2-44】

利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えてあれば、支給の対象になります。

また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として支給の対象になります。

※ 施工後、親族の方とトラブルになったケースが報告されていますので、充分にご注意ください。

【問2-45】浴室の扉の取替えについて

車いす利用者が浴室の扉を1人で閉められないため、扉の幅を広げ、位置をずらすことは支給の対象になりますか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも支給の対象になりますか。

【解2-45】

要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由にあれば支給の対象になります。

ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。

なお、この場合であっても、筋交いが入っている壁の撤去は、安全性の観点から認めません。

【問2-46】ドアの取外しについて

車いすで通行するために、台所の入口の扉を取り除く工事費は支給の対象になりますか。

【解2-46】

車いすで通行するためやむを得ず扉を取り除く工事のみ支給の対象になります。

ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。

【問2-47】扉の新設について

壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は支給の対象になりますか。

【解2-47】

従来、「引き戸等への扉の取替え」は扉位置の変更等を含め扉の取替えとされていたが、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合もあるので、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、支給の対象になります。

この場合には、引き戸等の新設の場合と、扉位置の変更の場合の見積りを提出してください。

また、この場合であっても、筋交いが入っている壁の撤去は、安全性の観点から認めません。

(6) 洋式便器等への便器の取替えについて

【問2-48】住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用について

住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は支給の対象になりますか。

【解2-48】

これらの費用は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付対象になります。

【問2-49】便器の取替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲について

便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き支給の対象となっていますが、給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われますが、支給の対象となる工事の範囲はありますか。

【解2-49】

非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に替えるときに、配水管の長さや位置を変えるためにかかる費用が「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として支給の対象になります。

【問2-50】洋式便器の改修工事について

リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとしての支給の対象となるのですか。

- ① 洋式便器を嵩上げする工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③ 補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

【解2-50】

- ① 支給の対象になります。
- ② 既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、支給の対象にならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして支給の対象となります。
- ③ 支給の対象となりません。
腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象になります。

【問2-51】和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合

現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、支給の対象となりますか。

【解2-51】

和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取替えたこととなるため、支給の対象になります。

【問2-52】洋式便器への便器取替え工事について

和式便器から、洗浄機器等がついた洋式便器への取替えは、支給の対象になりますか。

【解2-52】

洗浄便座一体型の洋式便器が、一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取付ける場合にあっては、支給の対象になります。

ただし、壁取付リモコンは支給の対象になりません。

くわえ、この場合であっても、洗浄機器等を追加するためだけの目的の場合には、支給の対象になりません。

【問2-53】トイレの改修に伴う仮設トイレの設置費について

和式便器から様式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、支給の対象になりますか。

【解2-53】

付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は支給の対象になりません。

【問2-54】既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について

既存の洋式便器の便座から暖房便座・洗浄機器等が付加された便座に取替える場合、支給の対象になりますか。

【解2-54】

介護保険制度において便器の取替えを支給の対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。

暖房便座、洗浄機器等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は支給の対象になりません。

【問2-55】和式便器の腰掛式への変更について

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは、支給の対象になりますか。

【解2-55】

腰掛便座として特定福祉用具購入の支給の対象になります。

※スワレットについても同様です。

【問2-56】洋式便器への取替えを行った場合における住宅改修告示第6号の範囲について

男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」として支給の対象になりますか。

【解2-56】

便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は支給の対象になります。

なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しません。

【問2-57】洋式トイレの向きを変える場合の取扱い

身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は、支給の対象になりますか。

【解2-57】

障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も支給の対象になります。

【問2-58】洋式便器への取替えに伴う便所の拡張について

和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張に伴う工事も支給の対象になりますか。

【解2-58】

原則として、拡張工事（扉の変更に伴う間口の拡張工事は除く）は支給の対象になりませんが、利用者の心身の状況や家屋の状況によりやむをえない事情がある場合には、例外的に支給の対象になる場合もあります。

ただし、その場合でも、家屋の総面積が増えないことが条件です。

この場合、身体状況に基づいた拡張が必要な理由を理由書に詳しく記載してください。

【問2-59】既存のトイレを残したまま、別の場所にトイレを設置する場合について

既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、支給の対象になりますか。

【解2-59】

洋式便器等への取替えにならないので、支給の対象になりません。

3 居住系サービスの施設における住宅改修について

【問3-1】ケアハウス（軽費老人ホーム）における住宅改修について

介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされていますが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合（施設の運営主体は了解済）、支給の対象になりますか。

また、補助事業により建設されたケアハウスの改修は支給の対象になりますか。

【解3-1】

ケアハウスの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、支給の対象となりますが、経費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、住宅改修を行う必要が生じるようなことは想定していません。

ただし、高齢者の身体状況によっては、個別の対応（手すりの取付けなど）が必要な場合もあるので支給の対象になる場合もあります。事前に各区福祉課へ相談ください。

【問3-2】有料老人ホーム入所者の住宅改修について

有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、支給の対象になりますか。

【解3-2】

前述【解3-1】同様に取り扱います。

※この取り扱いは、知的障害者グループホームについても同様です。

4 資格等(死亡・転入転出・法施行・入退所(院))

【問4-1】要介護認定申請中の住宅改修工事について

要介護(要支援)認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか。

【解4-1】

要介護(要支援)認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、支給の対象になりませんので、改修費用は全額自己負担になります。

【問4-2】要介護認定申請前の住宅改修工事について

要介護認定申請前に着工した場合は支給の対象になりますか。

【解4-2】

要介護認定申請前に着工した住宅改修については、支給の対象になりません。介護保険の対象になりませんので、改修費用は全額自己負担になります。

【問4-3】変更申請中の申請について

変更申請中の申請は可能ですか。

【解4-3】

変更申請した日から介護認定審査会が実施される日まで介護区分が決定しないため、申請できません。ただし、変更申請した日より前の購入日であれば申請できます。

【問4-4】一時的に身を寄せている住宅の改修費について

要介護者が子の住所に一時的に身を寄せており、子の住宅を改修した場合は、支給の対象になりますか。

【解4-4】

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが支給の対象になります。

そのため、子の住宅に住所地が移されていれば支給の対象になります。

【問4-5】転入前の住宅改修の請求先(保険者)について

最新情報vol. 71(平成12年4月28日)の【Q&A18ページ6では、退院及び特養退所前に行った住宅改修について認められると書かれていますが、転入前の改修についても支給の対象になりますか。

また、A地からB地へ6月1日に転入するもので、B地の住居への転入に先立ち5月中に改修しようとするケースがあります。

同5で住宅改修は現に居住する住居であること、保険者は住所地と管轄する者、ということで、当該住宅改修の請求先(保険者)はB地の市町村と考えてよいですか。

【解4-5】

新しい住所地への支給申請が必要となりますので、事前に新しい住所地の介護保険者へ十分相談した上で、住宅改修を行ってください。

この場合でも、完了後の請求書の提出は新しい住所地に転入後となります。

【問4-6】入院（入所）中の住宅改修について

現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定ですが、入院中に住宅改修を行った場合、支給の対象となりますか。

また、特別養護老人ホームを退去した後に必要な住宅改修は支給の対象になりますか。

【解4-6】

介護保険の住宅改修が在宅介護サービスであるため、入院（入所）中の場合には、住宅改修費が支給されることはありません。

ただし、退院（退所）後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられますので、事前に区役所福祉課に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院（退去）後に住宅改修費の支給を申請する場合は支給の対象になります。

結果として退院（退去）しなかった時（転院・転居した場合や亡くなった場合）は支給されませんので充分注意してください。

【問4-7】一時帰宅のための住宅改修について

月に数回施設から帰宅する住宅の改修は、支給の対象になりますか。

【解4-7】

施設入所者の生活の拠点は施設にありますので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっています。住宅改修は在宅介護サービスの範疇であるため、支給の対象になりません。

また、入院時の一時外泊についても、同様の取り扱いになります。

【問4-8】在宅要介護者が工事着工後に入院した場合、住宅改修費を支給できるか

介護報酬に係わる【問&Aのvol. 71（平成12年4月28日）の「住宅改修費関係」の質問で、入院（入所）中の要介護者が退院する際は前もって工事を着工することは可能（申請は退院後）とありますが、在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合、支給の対象になりますか。

【解4-8】

要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで支給の対象になります。

【問4-9】住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の保険給付について

住宅改修等の償還払いにおいて、着工時点においては存命でしたが、住宅改修完了前（又は保険給付申請前）に要介護者本人が死亡した場合、支給の対象になりますか。

【解4-9】

死亡時に完成している部分は支給の対象になりますので、その部分について申請できます。（本人死亡時までの工事完了部分の経費が対象になります。）

【問4-10】住宅改修中に更新申請を行った結果、非該当になってしまった場合の保険給付について
着工時点においては認定を受けていたが、住宅改修完了前（又は保険給付申請前）に更新申請を
行い結果が非該当だった場合、支給の対象になりますか。

【解4-10】

認定の有効期間内に完成している部分は支給の対象になりますので、その部分について申請できます。
（認定の有効期間内までの工事完了部分の経費が対象になります。）

【問4-11】改めて支給限度基準額まで支給を受けることができる場合について

次の場合の取り扱いはいかがか。

- ①支給限度基準額の上限額まで給付を受けた後に、異なる住所地に転居した場合
- ②支給限度基準額の上限額まで給付を受けた後に、震災等により被害を受けたため、同じ住所地に
新たに家屋を建築する場合
- ③支給限度基準額の上限額まで給付を受けた後に、特に震災等により被害を受けたわけではない
が、同じ住所地に新たに家屋を建築する場合

【解4-11】

厚生労働省より発出されている「福祉用具・住宅改修に関する法令上の規定」によれば、「転居した場
合には、改めて支給限度基準額までの支給を受けることが可能となる。」と記載されていますが、「住宅の
新築は、住宅改修とは認められないものである。」とも記載されています。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費は、住み慣れた自宅で生活が続けられるように改修を行っ
た方に介護（介護予防）給付を支給する制度ということを踏まえ、総合的に勘案するに、転居する場合や新
たに家屋を建設する場合は、身体状況等を踏まえ、生活に必要な環境を十分に検討した上で、転居先や
建築する家屋の設備を決定されていると考えますので、転居や新たに家屋を建設した直後に改めて支給
限度基準額まで支給を受けることができるものではなく、転居する際や新たに家屋を建設する際に必要な
環境について、十分に検討したにもかかわらず生活していく中で改修する必要性が生じた場合などに改めて
支給限度基準額までの支給が受けられるものと考えます。

なお、住宅改修費の支給を受けた時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けた
場合にも、改めて支給限度基準額までの支給が受けられる場合がありますので、事前に各区福祉課にご
相談ください。

5その他

【問5-1】新築住宅の竣工日以降の改修工事について

住宅の新築は支給の対象となりませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、支給の対象になりますか。

【解5-1】

竣工日以降に、手すりを設置する場合は支給の対象になります。

【問5-2】賃貸アパート共用部分の改修費用について

賃貸アパートの廊下などの共用部分は支給の対象になりますか。

【解5-2】

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行う場合は支給の対象になります。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要することがないよう、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものです。

【問5-3】分譲マンション共用部分の改修費について

分譲マンションの廊下などの共用部分は支給の対象になりますか。

【解5-3】

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の支給の対象になります。

【問5-4】家族が行う住宅改修について

家族や同族家族（一族）が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とするのですか。

【解5-4】

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、材料の購入費のみが支給対象になり工賃は支給対象外とします。

この場合の家族とは、同居しているもの、または3親等以内の家族とします。

【問5-5】住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて

支給限度基準額のうち10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住みはじめた場合、改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。

また、同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。

【解5-5】

いずれの場合も改めて支給限度基準額(20万円)までの支給をことはできず、前回支給額を控除した残額まで支給することができます。

【問5-6】企業ではない知人が住宅改修を行うことについて

本人又は家族等による住宅改修は、材料の購入費が支給の対象になっていますが、家族ではない知人(大工・技術資格者ではない)が住宅改修を行った場合に、材料費の他に(業者より安価な)工賃は支給の対象になりますか。

【解5-6】

本人や家族等が住宅改修を行う場合と同様、材料費のみが支給の対象になります。

【問5-7】自己負担額の計算について

自己負担額の計算において、端数が生じた場合には、どの様に処理をしたらいいですか。

【解5-7】

自己負担額の計算は、以下の計算式に基づいて行ってください。

【計算式】

自己負担額(少数点以下切捨て)

$\text{自己負担額} = (\text{支給の対象となる全体の住宅改修費}) \times (\text{負担割合証に記載されている割合})$

【計算例】

支給の対象となる全体の住宅改修費 123,456円

負担割合証に記載されている割合 2割

$\text{自己負担額} = 123,456 \times 2(\text{割})$

$= 123,456 \times 20\%$

$= 24,691.2(\text{少数点以下切り上げ}) \Rightarrow 24,692$

【参考】

○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(平成十一年三月三十一日)(厚生省告示第九十五号)

○居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

(平成十二年三月八日)(老企第四十二号)